

【阿部構成員】

民生委員児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアです。

生活福祉、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉に関わっています。

地域住民の一員として、担当地区において高齢者や障害のある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけをしています。

コロナ禍の3年間は対面での安否確認が難しく、電話や手紙での確認が続きました。

五類に移行後も緊張感が残っていますが、お話が尽きるまで傾聴させていただく時間が持てるようになりました。

地区の自治会や福祉委員会の行事や会議にも参加、協力させて頂いています。